

# 安心して水道水をご利用ください

～平成15～16年度の水質検査結果と平成17年度水質検査計画のお知らせ～

鬼北町水道課では、安全でおいしい水を町民の皆さんにお届けするために、水質検査計画を策定し定期的に水質検査を行っています。平成15～16年度の水質検査の結果は下の表のとおりですが、鬼北町の水道水はすべての項目において水質基準に適合しています。

また、平成17年度の水質検査は、水源の状況や過去の水質検査結果の状況に応じて、国の定めている基準に基づき、下の表のとおり計画しています。

なお、水質検査結果および水質検査計画の詳細については、随時鬼北町のホームページで公表していますが、水道課で閲覧することもできますので、閲覧を希望する方は水道課までご連絡ください。

## 平成15～16年度の水質検査結果と平成17年度水質検査計画

番号	水質基準項目	基準値 (mg/l)	2年間の上水道事業最高値 (mg/l)	2年間の簡易水道事業最高値 (mg/l)	施行規則による検査の基本的回数	省略の可否	平成17年度水質検査実施頻度
01	一般細菌	100個/ml以下	1個/ml	2個/ml	1回/1月	不可	1回/1月
02	大腸菌	不検出	不検出	不検出	1回/1月	不可	1回/1月
03	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	4回/1年	省略可	1回/3年
04	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	4回/1年	省略可	1回/3年
05	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	4回/1年	省略可	1回/3年
06	鉛及びその化合物	0.01以下	0.004	0.001未満	4回/1年	省略可	1回/1年
07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	4回/1年	省略可	1回/3年
08	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0.005未満	4回/1年	省略可	1回/3年
09	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	4回/1年	不可	4回/1年
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0以下	1.4	0.7	4回/1年	不可	1回/1月
11	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	0.08未満	4回/1年	省略可	1回/3年
12	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02	0.03	4回/1年	省略可	1回/1年
13	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	4回/1年	省略可	1回/3年
14	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.005未満	4回/1年	省略可	1回/1年
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.001未満	0.001未満	4回/1年	省略可	1回/3年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	0.001未満	4回/1年	省略可	1回/3年
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	4回/1年	省略可	1回/3年
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	4回/1年	省略可	1回/3年
19	トリクロロエチレン	0.03以下	0.001未満	0.001未満	4回/1年	省略可	1回/3年
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	4回/1年	省略可	1回/3年
21	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	4回/1年	不可	4回/1年
22	クロロホルム	0.06以下	0.017	0.041	4回/1年	不可	4回/1年
23	ジクロロ酢酸	0.04以下	0.005	0.012	4回/1年	不可	4回/1年
24	ジプロモクロロメタン	0.1以下	0.004	0.002	4回/1年	不可	4回/1年
25	臭素酸	0.01以下	0.005	0.001	4回/1年	不可	4回/1年
26	総トリハロメタン	0.1以下	0.026	0.053	4回/1年	不可	4回/1年
27	トリクロロ酢酸	0.2以下	0.008	0.012	4回/1年	不可	4回/1年
28	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	0.010	4回/1年	不可	4回/1年
29	ブロモホルム	0.09以下	0.001	0.001未満	4回/1年	不可	4回/1年
30	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.001	0.002	4回/1年	不可	4回/1年
31	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.051	0.015	4回/1年	省略可	1回/3年
32	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.05	0.06	4回/1年	省略可	4回/1年
33	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03	0.17	4回/1年	省略可	1回/1年
34	銅及びその化合物	1.0以下	0.03	0.01未満	4回/1年	省略可	1回/3年
35	ナトリウム及びその化合物	200以下	5.5	5.2	4回/1年	省略可	1回/3年
36	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0.005未満	4回/1年	省略可	1回/3年
37	塩化物イオン	200以下	8.2	7.5	1回/1月	不可	1回/1月
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	31	45	4回/1年	省略可	1回/3年
39	蒸発蒸留物	500以下	59	78	4回/1年	省略可	1回/3年
40	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満	4回/1年	省略可	1回/3年
41	ジェオスミン	0.00001以下	0.000002未満	0.000002未満	発生時期に	省略可	1回/1年
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000002未満	0.000002未満	月1回以上	省略可	1回/1年
43	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	0.005未満	4回/1年	省略可	1回/1年
44	フェノール類	0.005以下	0.005未満	0.005未満	4回/1年	省略可	1回/3年
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5以下	0.79	0.67	1回/1月	不可	1回/1月
46	PH値	5.8～8.6	7.58	8.36	1回/1月	不可	1回/1月
47	味	異常でない	異常なし	異常なし	1回/1月	不可	1回/1月
48	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	1回/1月	不可	1回/1月
49	色度	5度以下	1度未満	4度	1回/1月	不可	1回/1月
50	濁度	2度以下	1度未満	1度未満	1回/1月	不可	1回/1月

1 検査実施頻度は水道法施行規則で定められており、省略可能な項目については、水源の状況や過去の水質検査結果によって、最大限3年に1回まで回数を減らすことができます。

2 水質検査は配水区域ごとに行なっています。

上水道事業：成川、牛野川、近永、広見、成藤、吉波、大藤および奈良の各配水区域

簡易水道事業：大宿、生田、清水、西野々、延川、小松、下大野、葛川および面谷の各配水区域

3 色、濁りおよび残留塩素(0.1 mg/l以上)については、水道法に基づき1日1回検査を行います。